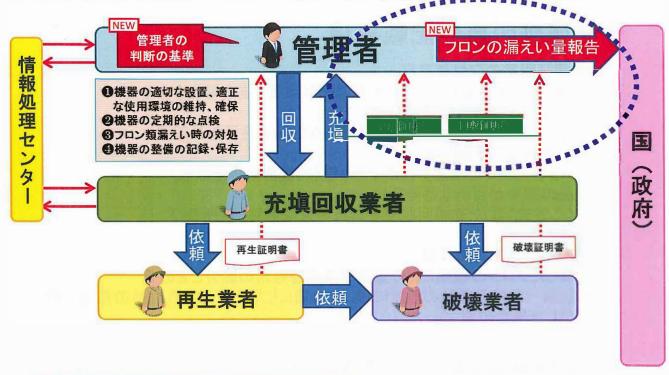
5. 充塡証明書・ 回収証明書について



一般財団法人 日本冷媒·環境保全機構

充塡証明書・回収証明書について①



JRECO

一般財団法人 日本冷媒·環境保全機構

50

充塡証明書・回収証明書について②

フロンの充塡・回収が行われた時は、その都度、充塡回収業者 はフロンの漏えい量報告の基礎資料として必要な情報等を記 載した充塡・回収証明書を管理者に対して書面で交付すること が義務付けられました。

なお、充塡回収業者が管理者の承諾を得て、充塡・回収したフロンの種類や量などを情報処理センターに登録することで、書面に代えて、電子的に充塡・回収量を報告してもらうことができます。

52

充塡証明書・回収証明書について③

◆充塡証明書の記載事項

- ①充塡証明書の交付年月日
- ②整備を発注した管理者(自らが充塡回収業者である場合を含む。) の氏名又は名称及び住所
- ③フロンを充塡した機器の所在(具体的な店舗の住所等の設置 場所が特定できる情報)
- ④フロンを充填した機器が特定できる情報(機器番号その他 製品の識別が可能な番号等)
- ⑤フロンを充塡した充塡回収業者の氏名又は名称、住所及び 登録番号
- ⑥フロンを充塡した年月日
- ⑦充塡したフロンの種類ごとの量及び冷媒番号別の区分ごとの量
- ⑧当該第一種特定製品の設置に際して充塡した場合又はそれ以外の整備に際して 充塡した場合の別

※回収証明書は、上記①~⑦の「充塡」を「回収」と読み替えた内容となります。

IRECO 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

充塡証明書・回収証明書について4

- ◆充塡証明書の交付方法
- ①充塡証明書に記載された事項に相違がないことを 確認の上、書面にて交付する必要があります。
- ②機器にフロンを充塡した日から30日以内に交付 する必要があります。
- ※充塡証明書については、現状、整備業者等により、作業終了報告として充塡量等の 情報提供が既にされている実態を考慮して、特段の法定様式は定めていません。 また、証明書記載事項及び交付方法が満たされていれば、複数の証明書を一枚に まとめて交付することは差し支えありません。
- ※回収証明書は、上記の「充塡」を「回収」と読み替えた内容となります。



漏えい量報告に対応するための事前準備

初回の算定漏えい量報告は平成28年7月末までに 行うことになりますが、来年度から事前準備が必要で す。以下の点に注意して準備を進めてください。

①社内への周知

充塡・回収証明書が発行され、国に報告するために必要な情報であることを周知してください。事業所の担当者が知らないと集計の際に必要な情報が集まらない可能性があります。

②漏えい量の集計方法の検討

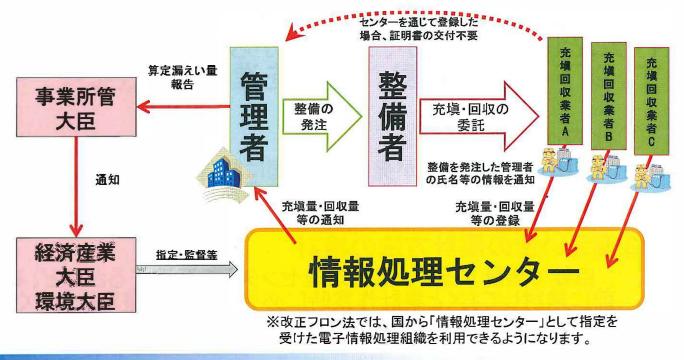
自社で集計するか、情報処理センターを活用するかなど、事前に検討しておくと集計作業時に必要な情報が整理しやすくなります。

一般財団法人 日本冷媒·環境保全機構

54

6. 情報処理センターの活用

情報処理センターの活用①



JRECO

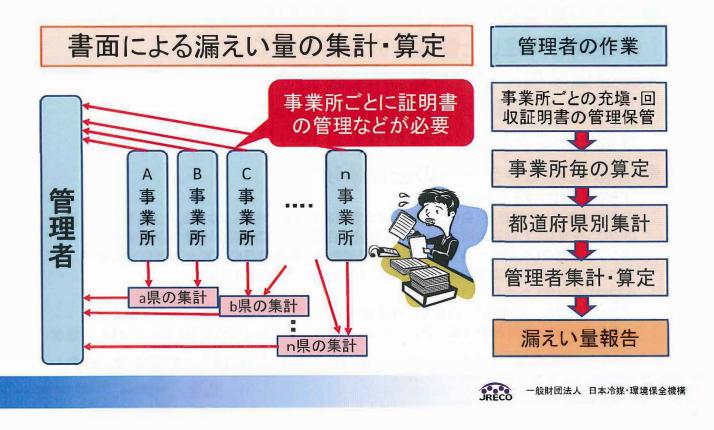
一般財団法人 日本冷媒·環境保全機構

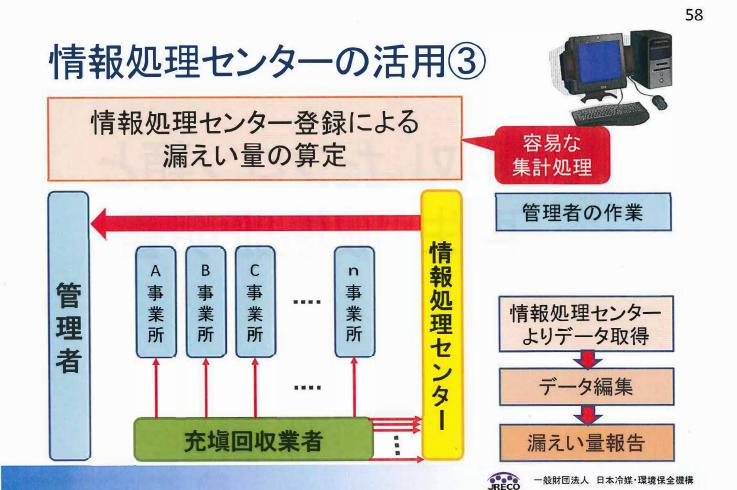
56

情報処理センターの活用②

- ◆充塡回収業者は、フロンの種類ごとに、充塡・回収した量その他の定められた事項を情報処理センターに登録した場合は、充塡・回収証明書の交付を必要とせず、情報処理センターが管理者に登録された事項を通知する仕組みです。
- ◆管理者は、この仕組みを活用することで充塡・回収 証明書の管理・保存の必要がなくなり、漏えい量の 算定が容易になります。

充塡・回収証明書による漏えい量の集計





情報処理センターの活用(4)

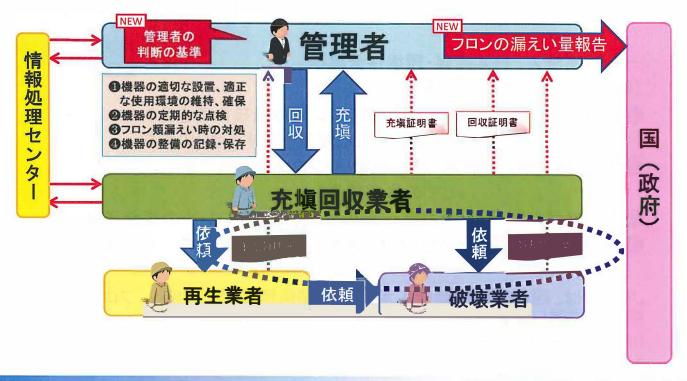
- ◆充塡証明書の交付に代わる情報処理センターへの登録
 - ①整備を発注した管理者の承諾を得て、
 - ②登録事項に相違がないことを確認の上、
 - ③フロンを充塡した日から20日以内に 登録することとされています。
- ◆情報処理センターへの登録事項
 - ①情報処理センターへの登録年月日
 - ②整備を発注した管理者(自らが充塡回収業者である場合を含む。)の氏名又は名称及び住所
 - ③フロンを充塡した機器の所在(具体的な店舗の住所等の設置場所が特定できる情報)
 - ④フロンを充塡した機器が特定できる情報(機器番号その他製品の識別が可能な番号等)
 - ⑤フロンを充塡した充塡回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
 - ⑥フロンを充塡した年月日
 - ⑦充塡したフロンの種類ごとの量及び冷媒番号別の区分ごとの量
 - ⑧当該第一種特定製品の設置に際して充塡した場合又はそれ以外の整備に際して充塡した場合の別
 - ※回収の場合は、上記①~⑦の「充塡」を「回収」と読み替えた内容となります。

一般財団法人 日本冷媒·環境保全機構

60

7. 回収したフロン類と 再生•破壊証明書

回収したフロン類と再生・破壊証明書



JRECO

一般財団法人 日本冷媒·環境保全機構

62

再生証明書・破壊証明書について

改正法においては、再生業者及び破壊業者は、 充塡回収業者から直接引き取ったフロン類の 処理について、再生証明書又は破壊証明書の 交付が義務付けられています。

これらの証明書は、充塡回収業者を経由して、 整備を発注した管理者又は廃棄等実施者に 回付されます。

JRECOのご紹介



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

(略称: JRECO)の主たる事業・・・・・

①資格認定事業・・・・・第二種冷媒フロン類取扱技術者を含めた、冷媒を 取扱う「十分な知見を有する者」の育成

- ②フロン類に関する調査・発信事業・・・フロン類に関するシンクタンクとしての事業推進
- ❸普及啓発事業・・・・・行程管理票の普及、改正フロン法の啓発事業
- ❹情報電子化事業・・・冷媒管理システムの提案、ソフトウェアの開発

JRECOは、国内外の要請に応え、行政・関係団体等と連携し、フロン類対策を強力に推進します。

URL : http://www.jreco.or.jp E-mail : info@jreco.or.jp



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

64

ご清聴ありがとうございました。

本日説明した資料はJRECOのHPにおいても公表しています。ご参加いただいた皆様の社内関係者等への周知などにご活用ください。

http://www.jreco.or.jp/index.html